

## 令和7年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

地方公共団体コード	14	0	1	0	0	5 <sup>6</sup>
表番号・行番号	70	0	0	0	0	0 <sup>11</sup>
市町村判別コード	特定市	1				12
特定市以外の市町村	2					
団体区分コード	13					16

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分 個人・ 法人の別	行番号	総数 (イ) (人)	(1)	(2)	(3)
			法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)	
個人	9 0 1 0	12 9,224	21 7,253	30 1,971	38
法人	0 2 0	22,634	12,206	10,428	
合計	0 3 0	31,858	19,459	12,399	

地方公共団体コード	表番号
14010005	7708

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

種類		行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳 (イ) 以外のもの(ロ) (千円)	(4)
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9010	12258,065,191	25257,212,479	38471,090	51256,741,389 <sup>63</sup>
	機械及び装置	020	630,797,238	622,959,281	3,551,125	619,408,156
	船舶	030	34,869,003	29,743,497	5,125,505	24,617,992
	航空機	040	156,262	156,262	0	156,262
	車両及び運搬具	050	11,243,657	11,218,123	14,869	11,203,254
	工具、器具及び備品	060	140,848,964	140,768,277	36,958	140,731,319
	小計(ハ)	070	1,075,980,315	1,062,057,919	9,199,547	1,052,858,372
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	080	240,715,768	207,242,094		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	090	25,985,014	20,209,910		
	小計(ニ)	100	266,700,782	227,452,004		
		110	0	0		
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)		120	1,342,681,097	1,289,509,923		
同内 上訳	市町村分の額	130		1,289,509,923		
	道府県分の額	140		0		

地方公共団体コード	表番号
14010005	7718

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

種類		行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳	(4)
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9010	12 5,953,055	25 5,951,605	38 1,450	51 5,950,155
	機械及び装置	020	2,760,206	2,748,682	5,879	2,742,803
	船舶	030	135,777	80,250	55,527	24,723
	航空機	040	0	0	0	0
	車両及び運搬具	050	8,450	8,450	0	8,450
	工具、器具及び備品	060	3,751,998	3,747,079	1,351	3,745,728
	小計 (ハ)	070	12,609,486	12,536,066	64,207	12,471,859
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	080	0	0		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	090	0	0		
	小計 (ニ)	100	0	0		
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		110	0	0		
同内上訳	市町村分の額	130		12,536,066		
	道府県分の額	140		0		

地方公共団体コード	表番号
14010005	7728

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種類		行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9010	12 252,112,136	25 251,260,874	38 469,640	51 250,791,234
	機械及び装置	020	628,037,032	620,210,599	3,545,246	616,665,353
	船舶	030	34,733,226	29,663,247	5,069,978	24,593,269
	航空機	040	156,262	156,262	0	156,262
	車両及び運搬具	050	11,235,207	11,209,673	14,869	11,194,804
	工具、器具及び備品	060	137,096,966	137,021,198	35,607	136,985,591
	小計(ハ)	070	1,063,370,829	1,049,521,853	9,135,340	1,040,386,513
法第93条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	080	240,715,768	207,242,094		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	090	25,985,014	20,209,910		
	小計(ニ)	100	266,700,782	227,452,004		
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)		110	0	0		
同内上訳	市町村分の額	130		1,276,973,857		
	道府県分の額	140		0		

地方公共団体コード	表番号
401005	7738

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) (B) (C)	(3) (A) × (B) (D)	(4)	
				(B)	(C)			(C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (新線構築物)	90100	12			25	27	3	
		0200				2	3		
	(新線立体交差化施設)	0300				1	6		
		0400				1	3		
	第2項 (ガス事業用資産)	0500	65,390			1	3		21,797
		0600	14,645			2	3		9,763
	第3項 (農業協同組合等共同利用機械)	0700				1	2		
	第4項 (外航船舶)	0800				1	6		
		0900				1	4		
	第5項 (内航船舶)	1000	10,251,011			1	2		5,125,505
	第6項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1100				1	6		
	第7項 (国際路線用航空機)	1200				1	5		
		1300				1	10		
		1400				2	15		
第8項 (離島路線用航空機)	(離島路線用航空機)	1500				1	3		
		1600				2	3		
	(小型離島航空機)	1700				1	4		
	第9項 (日本放送協会)	1800	1,177,007			1	2		588,503
第10項 (日本原子力開発機構)	(日本原子力開発機構)	1900				1	3		
		2000				2	3		
	第12項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2100				1	6		
		2200				1	3		

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) 課税標準 (B) (C)	(3) 課税標準 (A) × (B) (D) (C) (千円)	(4)
				(B)	(C)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第13項 ①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12	25	27	6	29	
		2 4 0			1	18		
		2 5 0			1	9		
		2 6 0			1	36		
		2 7 0			1	18		
		2 8 0			1	10		
	第14項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0			2	3		
		3 0 0			5	6		
		3 1 0			1	6		
		3 2 0			1	3		
	第15項 (宇宙航空研究開発機構)	3 3 0			1	3		
		3 4 0			2	3		
	第16項 (海洋研究開発機構)	3 5 0			1	3		
		3 6 0			2	3		
	第17項 (水資源機構)	3 7 0			1	2		
		3 8 0			3	4		
	第18項 ①(特定地方交通線) ②(新線構築物) ③(新線立体交差化施設) ④(河川事業鉄軌道用資産) ⑤(変・送電用資産)	3 9 0			1	4		
		4 0 0			1	12		
		4 1 0			1	6		
		4 2 0			1	24		
		4 3 0			1	12		
		4 4 0			1	6		
		4 5 0			5	24		
		4 6 0			1	24		
		4 7 0			1	12		
		4 8 0			3	20		

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
			課税標準(B) の特例率(C)		課税標準(A) ×(B)		課税標準額(D) (C) (千円)			
			(B)	(C)	(A)	(B)	(C)	(D)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エリヤー・産業技術総合開発機構)	9 4 9 0	12	33,413	25	1	27	3	29	11,138
		5 0 0 0				2		3		
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0 0		3,284		1		2		1,642
	第 22 項 (新関西国際空港株)	5 2 0 0				1		2		
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0 0		298		3		5		179
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0 0				3		5		
	第 25 項 (中部国際空港株)	5 5 0 0				1		2		
	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5 6 0 0				4		5		
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0 0		5,854		1		2		2,927
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0 0				1		2		
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0 0				1		2		
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0 0				1		2		
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0 0				1		3		
		6 2 0 0				2		3		
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 3 0 0				1		2		
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0 0				1		3		
		6 5 0 0				2		3		
	第 33 項 (世界遺産)	6 6 0 0		52,598		1		3		17,533
		6 7 0 0				1		2		
	合 計	6 8 0 0	11,603,500		-	-			5,778,987	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(2)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

区分			行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第1項 (送電用資産・電気事業用) (変電所・電気事業用)	9 0 1 0 0 2 0 0 3 0 0 4 0			課税標準 (B) (C)	課税標準 (A) × (B) (D) (C) (千円)				
		12	25	27	29					
		0 1 0		1	3					
		0 2 0		2	3					
		0 3 0		3	5					
		0 4 0		3	4					
	旧第2項 (ガス事業用資産)	0 5 0		2	3					
		0 6 0		5	6					
	旧第13項 (立体交差化施設)	0 7 0		~	~					
	旧第18項 (熱供給事業用資産)	0 8 0		1	3					
		0 9 0	23,072	2	3				15,381	
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	1 0 0		1	2					
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 1 0		1	3					
	旧第27項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	1 2 0		1	6					
		1 3 0		1	3					
	旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	1 4 0		1	2					
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	1 5 0		1	2					
		1 6 0		1	3					
		1 7 0		1	6					
	旧第26項 (日本消防検定協会)	1 8 0		1	2					
		1 9 0		1	3					
		2 0 0		1	6					
	旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 1 0		1	2					
		2 2 0		1	3					
		2 3 0		1	6					
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 4 0	131	1	2				65	
		2 5 0	2,080	1	3				694	
		2 6 0		1	6					
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 7 0		1	3					
		2 8 0		1	6					

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(2)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				課税標準 (B) の特例率 (C)		課税標準 (A) × (B) (D)		額 (C) (千円)			
				(B)	(C)	(B)	(C)	(C)	(D)	(C)	(D)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項(高圧ガス保安協会)	9 2 9 0	12			25	1	27	2	29	
		3 0 0					1		3		
		3 1 0					1		6		
	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 2 0					1		3		
		3 3 0					1		6		
	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0					1		2		
	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 5 0					2		3		
		3 6 0					1		2		
		3 7 0					1		6		
	合計	3 8 0	25,283			-	-			16,140	

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係)

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

法 附 則 第 十 五 条	区 分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準(B) の特例率(C)		(3) 課税標準額 (A) × (B) (D)		(4)	
			(A)	(千円)	(B)	(C)	(C)	(千円)	(C)	(千円)
第1項(倉庫等)		9 0 1 0	12		25	1	27	29		
		0 2 0				3	4			
第2項(公共の危害防止施設等)		0 3 0		946,066	1	2		473,033		
		0 4 0			2	3				
		0 5 0		308,683	1	3		102,895		
		0 6 0			3	4				
		0 7 0		2,064,603	1	6		344,099		
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0		628,277	1	2		298,485		
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0		10,059	3	4		7,544		
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0				1	2			
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0				1	2			
第3項(国内路線用航空機)		1 2 0			2	5				
		1 3 0			1	4				
		1 4 0			3	8				
		1 5 0			2	3				
第4項(沖縄電力㈱)		1 6 0			2	3				
第5項(大規模地震防災応急対策用資産)		1 7 0			2	3				
第6項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)		1 8 0			2	3				
第7項(低公害車燃料等供給施設)		1 9 0			1	2				
		2 0 0			3	4				
		2 1 0			5	6				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係づき)

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

法 附 則 第 十 五 条	区 分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準(B) の特例率(C)		(3) 課税標準額 (A) × (B) (D)		(4)	
			(A)	(千円)	(B)	(C)	(C)	(千円)	(B)	(D)
	第8項 (国際船舶)	9 2 2 0	12		25	1	18		27	29
	(うち特定船舶適用分)	2 2 3 0				1	36			
	第9項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2 2 4 0				1	2			
	②(新線構築物)	2 2 5 0				1	6			
	③(立体交差化施設)	2 2 6 0				1	3			
	④(河川事業鉄道用資産)	2 2 7 0				1	12			
		2 2 8 0				1	6			
		2 2 9 0				1	3			
		3 3 0 0				5	12			
		3 3 1 0				1	12			
		3 3 2 0				1	6			
	⑤(変・送電用資産)	3 3 3 0				3	10			
	第10項 (鉄道車両安全向上設備)	3 3 4 0		10,109		1	3			3,370
	第11項 (低床車両)	3 3 5 0				1	3			
	第12項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 3 6 0				2	3			
		3 3 7 0				3	5			
		3 3 8 0				3	4			
	第13項 (PFI公共施設)	3 3 9 0				1	2			
	第14項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 4 0 0				3	5			
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 4 1 0				1	2			
	第15項 (都市鉄道施設)	4 4 2 0				2	3			
	第16項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 4 3 0				1	2			
		4 4 4 0				3	5			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係づき)

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

法 附 則 第 十 五 条	区分	行番号	決 定 価 格		課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
			(1) (A)	(2) (B)	(3) (C)	(4)	
	第 17 項 (鉄道事業再構築事業)	9 4 5 0	12		25 1	27 4	29
	第 18 項 (バイオ燃料製造設備)	4 4 6 0 4 7 0 4 8 0			1 2 3	2 3	
	第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 4 9 0 5 0 0			1 2	2 3	
	第 21 項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 1 0			1	2	
	第 23 項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 5 2 0			2	3	
	第 23 項 (津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 5 3 0			1	2	
	第 24 項 (移動等円滑化のための設備)	5 5 4 0			2	3	
	第 25 項 (太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 5 0			2	3	
	第 25 項 (太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 6 0			3	4	
	第 25 項 (風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 7 0			3	4	
	第 25 項 (風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 8 0			2	3	
	第 25 項 (水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 9 0			1	2	
	第 25 項 (水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 0 0			2	3	
	第 25 項 (地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 1 0			2	3	
	第 25 項 (地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 2 0			1	2	
	第 25 項 (バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 3 0			1	2	
	第 25 項 (バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 4 0			2	3	
	第 25 項 (第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 5 0			-	-	
	第 26 項 (鉄道耐震補強設備)	6 6 6 0			2	3	
	第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6 6 7 0			2	3	
	第 28 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 6 8 0			2	3	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係づき)

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

法 附 則 第 十 五 条	区 分	行番号	決定価格		課税標準(B) の特例率(C)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	(B)
附 則 第 十 五 条	第 29 項 (協定特定港湾施設)	9 6 9 0	12		25	1	27	29
		7 0 0			5	6		
		7 1 0			2	3		
	第 30 項 (無電柱化)	7 2 0			1	2		
		7 3 0		24,392	3	4		18,294
	第 33 項 (地域福利増進事業)	7 4 0			2	3		
		7 5 0			3	4		
	第 34 項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 6 0			1	2		
	第 35 項 (認定就農者)	7 7 0			2	3		
	第 37 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 8 0			-	-		
		7 9 0			1	2		
		8 0 0			3	4		
		8 1 0			1	3		
		8 2 0			2	3		
		8 3 0		1,643,128	1	2		821,564
		8 4 0		290,340	1	2		145,170
		8 5 0		1,352,788	1	2		676,394
		8 6 0		3,124,009	1	3		1,041,336
		8 7 0		1,804,802	1	3		601,601
		8 8 0		1,319,207	1	3		439,736
	(賃上げ目標設定事業者) R7.4.1~R9.3.31取得	8 9 0			1	2		
		9 0 0			1	4		
	第 43 項	9 1 0			1	3		
	第 44 項 (道路運送高度化事業)	9 2 0			3	4		
		9 3 0			2	3		
	(JR本州3社)	9 4 0		8,759,326	-	-		3,110,620
合 計								

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(4)  
(法附則第15条関係)

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

法 附 則 第 五 条	区分	行番号	決 定 価 格		課 税 標 準		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A) (千円)	課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)				
				(B)	(C)			
	旧第1項(倉庫等)	9 0 1 0	12	25	27	29		
		0 2 0		3	5			
	旧第3項(公害防止設備)	0 3 0	11,540	1	3		3,847	
		0 4 0	175,521	2	3		117,014	
		0 5 0		3	4			
		0 6 0	2	1	2		1	
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 7 0		3	5			
		0 8 0		1	2			
		0 9 0	274	1	3		91	
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1 0 0	6,769	1	2		3,384	
		1 1 0	3,174	2	3		2,116	
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 2 0	183,006	2	3		122,005	
		1 3 0		5	6			
	旧第7項(日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1 4 0		3	5			
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 5 0		2	3			
		1 6 0		1	2			
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 7 0		-	-			
	旧第14項(旧国際電信電話(株))	1 8 0		3	5			
		1 9 0		1	2			
	旧第14項(新造車両(流通業務))	2 0 0		2	3			
		2 1 0		3	5			
	旧第15項(地方卸売市場)	2 2 0		4	5			
		2 3 0		3	4			
	旧第17項①(立体交差化施設)	2 4 0		1	6			
	②(旧交納付金法附則第19項)	2 5 0		-	-			
	③(旧交納付金法附則第20項)	2 6 0		-	-			
	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 7 0		1	2			
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 8 0		2	3			
	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2 9 0		1	2			
	旧第21項(国立大学校舎)	3 0 0		1	2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(4)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法 附 則 第 十 五 条	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				課税標準 (B) (C)		課税標準 (A) × (B) (D)		課税標準額 (C) (千円)			
				(B)	(C)	(B)	(C)	(C)	(C)	(C)	(C)
旧 第29項 (旧交納付金法附則第17項)		9 3 1 0	12	25	27	-	-	29			
旧 第32項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		3 2 0		73,822		1	2			36,911	
旧 第33項 (帰還環境整備推進法人)		3 3 0				1	3				
旧 第36項 (公共荷さばき施設)		3 4 0				1	2				
旧 第36項 (対象特定電気通信設備)		3 5 0				3	4				
旧 第37項 (一般廃棄物処理施設)		3 6 0	16,862			1	2			8,431	
旧 第37項 (立地誘導促進施設)		3 7 0				1	4				
合 計		3 8 0		470,970		-	-			293,800	
		3 9 0									

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1401005	7778

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(5)  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都道府県名 福岡県  
市町村名 北九州市

区分		行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				(B)	(C)	
法	第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	90100	12	25	1	3
附	①(JR北海道・四国に係る特例)	020			1	2
則	JR北海道・四国に係る特例と法第三百四十九条の三各項との連乗	030			1	6
第		040			1	3
十		050			1	12
五		060			1	6
条		070			1	12
の		080			1	6
二		090			1	12
項		100			1	36
		110			1	18
		120			1	72
		130			1	36
		140			1	20
		150			1	3
		160			5	12
		170			1	12
		180			1	6
		190			1	6
		200			3	10
		210			1	3
		220			3	10
		230			1	3
		240			3	8
		250			1	3

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 8 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(5)  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

法附則第十五条の三	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				課税標準(B) の特例率(C)		課税標準額 (A) × (B) (D)		課税標準額 (C) (千円)			
				(B)	(C)	(B)	(C)	(C)	(D)	(C)	(D)
法附則第十五条の三	①(旅客会社等に係る承継特例)		9 2 6 0	12		25	27	29			
	旧道承 交・繼 納四特 付國例 金にと 法係J との特 R連例北 乗、海	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 7 0			-	-				
	③(JR北海道・四国に係る特例)		2 8 0			3	10				
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		2 9 0			-	-				
法附則第16条の2	第11項(令和2年7月豪雨 被災代替償却資産)		3 0 0			1	2				
法附則第16条の2	旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替償却資産)		3 1 0			1	2				
法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)		3 2 0			1	3				
法附則第16条の3	旧第11項(平成30年7月豪雨 被災代替償却資産)		3 3 0			1	2				
合計		3 4 0		0		-	-	0			

地方公共団体コード	表番号
1401005	778

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(6)  
(法附則第56条, 法附則第56条の2等)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
			課税標準 (B)		の特例率 (C)		課税標準額 (D)			
			(A) × (B)	(C)	(C)	(千円)	(D)	(千円)		
法附則第56条	第12項(東日本大震災)	9 0 1 0	12		25	27	29			
	第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0			1	2				
法附則第56条の二	旧第3項(被災代替鉄道施設等)	0 3 0			2	3				
	旧第4項	0 4 0			1	4				
		0 5 0			1	6				
		0 6 0			1	12				
		0 7 0			5	24				
		0 8 0			1	12				
令和3年地方税法等改正 法附則第13条第1項 (旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3.4.1～R5.3.31取得分	0 9 0	2,262,864	0	0		0			
合計		1 0 0	2,262,864	-	-		0			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
14010005	7798

第79表 債却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

→ (1)

(2)

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	90100	19,459	7,395,122
150万以上160万円未満のもの	90200	264	408,980
160万以上170万円未満のもの	90300	294	485,541
170万以上180万円未満のもの	90400	239	417,871
180万以上190万円未満のもの	90500	274	507,386
190万以上200万円未満のもの	90600	244	475,802
200万以上250万円未満のもの	90700	1,064	2,386,962
250万以上300万円未満のもの	90800	838	2,300,640
300万以上1,000万円未満のもの	90900	4,513	25,129,561
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	1,742	24,742,915
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	717	17,593,475
3,000万以上1億円未満のもの	91200	1,273	68,571,016
1億円以上のもの	91300	937	1,146,489,774
計	91400	31,858	1,296,905,045
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	225 207,268,708
	知事配分分 91600	5 20,209,910	
	法 第 743 条 関 係	0 0	

地方公共団体コード	表番号
14010005	780

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

→

(1)

(2)

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	90100	12 7,253	21 2,516,404 <sup>33</sup>
150万以上160万円未満のもの	90200	12 69	21 106,774 <sup>33</sup>
160万以上170万円未満のもの	90300	12 80	21 132,458 <sup>33</sup>
170万以上180万円未満のもの	90400	12 70	21 122,170 <sup>33</sup>
180万以上190万円未満のもの	90500	12 70	21 129,499 <sup>33</sup>
190万以上200万円未満のもの	90600	12 67	21 130,439 <sup>33</sup>
200万以上250万円未満のもの	90700	12 294	21 660,461 <sup>33</sup>
250万以上300万円未満のもの	90800	12 211	21 578,915 <sup>33</sup>
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12 844	21 4,472,927 <sup>33</sup>
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12 172	21 2,418,764 <sup>33</sup>
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12 52	21 1,244,654 <sup>33</sup>
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12 37	21 1,625,097 <sup>33</sup>
1億円以上のもの	91300	12 5	21 913,908 <sup>33</sup>
計	91400	12 9,224	21 15,052,470 <sup>33</sup>
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	21 0 <sup>33</sup> 0
	知事配分分 91600	21 0 <sup>33</sup> 0	
	法 第 743 条 関 係 91700	21 0 <sup>33</sup> 0	

地方公共団体コード	表番号
1 4 0 1 0 0 5	7 8 1 8

第81表 債却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

→

(1)

(2)

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	9 0 1 0	12 12,206	21 4,878,718 <sup>33</sup>
150万以上160万円未満のもの	9 0 2 0	12 195	21 302,206 <sup>33</sup>
160万以上170万円未満のもの	9 0 3 0	12 214	21 353,083 <sup>33</sup>
170万以上180万円未満のもの	9 0 4 0	12 169	21 295,701 <sup>33</sup>
180万以上190万円未満のもの	9 0 5 0	12 204	21 377,887 <sup>33</sup>
190万以上200万円未満のもの	9 0 6 0	12 177	21 345,363 <sup>33</sup>
200万以上250万円未満のもの	9 0 7 0	12 770	21 1,726,501 <sup>33</sup>
250万以上300万円未満のもの	9 0 8 0	12 627	21 1,721,725 <sup>33</sup>
300万以上1,000万円未満のもの	9 0 9 0	12 3,669	21 20,656,634 <sup>33</sup>
1,000万以上2,000万円未満のもの	9 1 0 0	12 1,570	21 22,324,151 <sup>33</sup>
2,000万以上3,000万円未満のもの	9 1 1 0	12 665	21 16,348,821 <sup>33</sup>
3,000万以上1億円未満のもの	9 1 2 0	12 1,236	21 66,945,919 <sup>33</sup>
1億円以上のもの	9 1 3 0	12 932	21 1,145,575,866 <sup>33</sup>
計	9 1 4 0	12 22,634	21 1,281,852,575 <sup>33</sup>
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 9 1 5 0	12 225 <sup>33</sup>
	法 第 743 条 関 係	知事配分分 9 1 6 0	12 5 <sup>33</sup>
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12 0 <sup>33</sup>